

八王子市教育委員会 殿

学校名 八王子市立四谷中学校

校長名 長 田 克 公 印

令和8年度 特別支援教室の教育課程について（届）

このことについて、八王子市立学校の管理運営に関する規則第16条により、学校教育法施行規則第140条の規定に基づき、特別支援教室による指導を下記のとおりお届けします。

記

1 特別支援教室の教育目標

学校の教育目標を受け、以下のように設定する。

- (1) 四谷中学校の教育目標にある「豊かな心を持ち、正しい行動のできる人」を踏まえ他者との関わりを通して、正しい言動をとれる力を育む。
- (2) 自己肯定感や自己受容力を高め、社会性の向上を図る。
- (3) 自身の特性を理解し生活上の困難を改善しながら、学校・家庭・地域生活の充実を図る。

2 教育目標を達成するための基本方針

- (1) 巡回校を含む、全ての教職員が特別支援教育の専門家であることを意識付け、定期的に連携型個別指導計画と学校生活支援シートの評価、計画の見直しを行い、継続的な支援を推進する。
- (2) 生徒の実態を踏まえた指導形態や環境整備を行い、安心して過ごせる場所の確保に努める。
- (3) 定期的な保護者との面談や、巡回相談心理士との意見交換会、特別支援教育の理解啓発を目的とした研修会を行い、指導の改善を図る。
- (4) 生徒一人ひとりの教育的需要に応え、学校生活の充実が図れるよう指導・支援を行う。

3 指導の重点

- (1) 自分の気持ちや情緒をコントロールして、変化する状況に適切に対応する力を育む。
- (2) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲の向上を図る。
- (3) 自他の理解を深め、対人関係を円滑にし、集団参加の基盤を培う。
- (4) 場や相手に応じて、コミュニケーションを円滑に行うことができる力を育む。

4 その他の配慮事項

- (1) 生徒のキャリア形成に必要な資質・能力を高めるため、ライフキャリアや法令遵守等について、学びの機会を設ける。
- (2) 生徒の実態に応じて、個別指導と小集団指導を1単位時間以上で組み合わせた指導を行うなど指導形態や指導時間を工夫する。
- (3) 特別支援教室の役割や運営について、全校保護者や地域社会への理解を求め、特別支援教室を利用する生徒にとってより充実した支援ができるように、連携を図る。